

鹿児島市工事等成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市が発注した工事並びに工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公平、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として次に掲げる以外の工事及び委託業務（以下「工事等」という。）とする。

(1) 工事

- ア 道路等の降灰除去工事
- イ 側溝・河川等の浚渫工事
- ウ 請負代金額が500万円を超えない工事

(2) 委託業務

- ア 請負代金額が100万円を超えない委託業務

(評定者)

第3条 評定者は検査員、監督員又は調査職員（以下監督員という。）及び、総括監督員又は総括調査職員（監督員が所属する係の長又は相当職であって工事等を総括監督する者）（以下総括監督員という。）とする。

(評定の時期)

第4条 監督員及び総括監督員は工事等の完成のとき、検査員は工事等の検査を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事等ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の採点は、別紙「工事成績評定書」又は「委託業務成績評定書」（以下「評定書」という。）により行うものとする。

3 項目別評定の算定は、別紙「工事成績評定審査項目別運用表」又は「委託業務成績評定審査項目別運用表」（以下「審査運用表」という。）により行うものとする。

(検査員の評定)

第6条 検査員は、次の各号に掲げる工事等の区分ごとに当該各号に定める評定事項について評定を行う。

(1) 工事

- ア 施工管理

- イ 出来形
- ウ 品質
- エ 出来ばえ

(2) 委託業務

- ア 実施体制と執行計画
- イ 品質管理
- ウ 成果物の品質

(監督員、総括監督員の評定)

第7条 監督員は、次の各号に掲げる工事等の区分ごとに当該各号に定める評定事項について評定を行う。

(1) 工事

- ア 施工体制一般
- イ 配置技術者
- ウ 施工管理
- エ 工程管理
- オ 安全対策
- カ 対外関係
- キ 出来形
- ク 品質
- ケ 創意工夫

(2) 委託業務

- ア 実施体制と執行計画
- イ 執行管理
- ウ 品質管理
- エ 創意工夫
- オ 説明調整能力
- カ 成果物の品質

2 総括監督員は、次の各号に掲げる工事等の区分ごとに当該各号に定める評定事項について評定を行う。

(1) 工事

- ア 工程管理
- イ 安全対策
- ウ 施工条件等への対応
- エ 地域への貢献等
- オ 法令遵守等

(2) 委託業務

ア 実施体制と執行計画

イ 業務特性

ウ 責任感・積極性・倫理観

(工事等成績評定書)

第8条 評定者は、考査運用表に基づき、評定書を作成しなければならない。

(評定点)

第9条 総合評定点は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 工事 検査員の評定点に10分の4を乗じて得た数と、総括監督員の評定点に10分の2を乗じて得た数と、監督員の評定点に10分の4を乗じて得た数の和。

(2) 委託業務 検査員の評定点に10分の4を乗じて得た数と、総括監督員の評定点に10分の2を乗じて得た数と、監督員の評定点に10分の4を乗じて得た数の和。

2 前項の規定により算定した各評定の評定点は、小数点第2位とする。

3 総合評定点は、小数点第2位を四捨五入し小数第1位表示とする。

(評定結果の復命)

第10条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定の結果を市長に復命するものとする。

2 検査員は、前項の規定による復命を、次に掲げる金額の決裁区分により処理するものとする。

(1) 1件2,500万円以上については 局長

(2) 1件1,000万円以上、2,500万円未満については 部長

(3) 1件1,000万円未満については 課長

(評定結果の通知)

第11条 市長は、評定者から評定の結果の復命があったときは、当該工事等の受注者に対して、評定結果を工事成績通知書(様式第1)又は委託業務成績通知書(様式第1-1)により通知するものとする。

2 評定結果の通知は、第2条に定める工事等とする。

(評定の修正)

第12条 工事担当課長及び企画財政局財政部工事検査課長は、工事等の目的物の受領後、契約不適合責任期間中に当該目的物に契約不適合があることが判明した場合、及び、工事等の評定結果の通知後、各評定事項に関する重大な事案等が判明した場合は、当該工事等に係る評定を修正することができる。この場合においては、第8条及び第9条の規定を準用する。

2 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正しなければならない。

3 市長は、第1項及び第2項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事等の受

注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第13条 第11条又は前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して

14日(「休日」(鹿児島市の休日を定める条例(平成元年条例第51号)第1条に規定する市の休日)を含む。)以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第14条 第11条により評定の結果を通知したときは、評定結果を企画財政局財政部工事検査課内の閲覧場所において、鹿児島市工事評定結果台帳(様式第2)及び鹿児島市委託業務評定結果台帳(様式第2-1)(以下「評定結果台帳」という。)に前々月分を記載し、遅滞なく閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧の期間は、閲覧に供した日から同日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

3 第12条の規定により評定を修正した場合は、第1項の規定を準用する。

4 前条の規定により受注者が提出した書面の内容及び回答した説明については、第1項の規定を準用する。

(評定結果の閲覧)

第15条 前条第1項による閲覧をしようとする者は、工事等評定結果閲覧申請書(様式第3)を提出しなければならない。

2 閲覧は、係員から指示された場所で行わなければならない。

3 評定結果台帳の書類は、閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領による改正後の鹿児島市工事等成績評定要領は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完成の届出を受けた工事等の検査について適用し、施行日前に完成の届出を受けた工事等の検査については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、この要領の規定は、平成25年4月1日か

ら適用する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月21日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

工 検 第 一 号
令 和 年 月 日

受注者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

様

鹿児島市長

工 事 成 績 通 知 書

貴社が受注した工事について、鹿児島市工事等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に説明等が必要なときは、通知の日から14日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

記

1. 工 事 名：

2. 工 事 場 所：

3. 工 期： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 完成検査年月日： 令和 年 月 日

5. 評 定 点： 点 （項目別評定点を、裏面に記載）

項目別評定点

受注者：
工事名：
完成検査日： 令和 年 月 日 工事番号：

評価項目	細別	評定点 ／満点
1. 施工体制	① 施工体制一般	／ 3.3 点
	② 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	① 施工管理	／ 13.0 点
	② 工程管理	／ 8.1 点
	③ 安全対策	／ 8.8 点
	④ 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形 及び 出来ばえ	① 出来形	／ 14.9 点
	② 品質	／ 17.4 点
	③ 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性 （加点のみ）	① 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫 （加点のみ）	① 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等 （加点のみ）	① 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評 定 点 合 計		／ 100.0 点

注）評定点合計は、各細別評定点を合計しても四捨五入の関係で合わないことがあります。

工 検 第 一 号
令 和 年 月 日

受注者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

様

鹿児島市長

委 託 業 務 成 績 通 知 書

貴社が受注した委託業務について、鹿児島市工事等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に説明等が必要なときは、通知の日から14日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

記

1. 委 託 業 務 名：

2. 業 務 場 所：

3. 履 行 期 間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 完成検査年月日： 令和 年 月 日

5. 評 定 点： 点 （項目別評定点を、裏面に記載）

項目別評定点

受注者:

委託業務名：

完成検査日： 令和 年 月 日

工事番号：

評価項目		細別	業務評定 (評定点 / 満点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点 / 点
	実施状況の評価	執行管理	点 / 点
		品質管理	点 / 点
		業務特性	点 / 点
		創意工夫	点 / 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点 / 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点 / 点
結果の評価		成果物の品質	点 / 点
評定点の小計			点 / 点
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
その他 ()			点
総合評定点			点 / 100 点

鹿兒島市工事評定結果台帳

(令和 年度 月分)

番号	完成検査 月 日	課名	整理 番号	工 事 番 号	工 事 名	受 注 者	工 期	評 定 点
1							～	点
2							～	点
3							～	点
4							～	点
5							～	点
6							～	点
7							～	点
8							～	点
9							～	点
10							～	点
11							～	点
12							～	点
13							～	点
14							～	点
15							～	点
16							～	点
17							～	点
18							～	点
19							～	点
20							～	点
21							～	点
22							～	点
23							～	点
24							～	点
25							～	点
26							～	点
27							～	点
28							～	点
29							～	点
30							～	点
31							～	点
32							～	点
33							～	点
34							～	点
35							～	点
36							～	点
37							～	点
38							～	点
39							～	点
40							～	点
41							～	点
42							～	点
43							～	点
44							～	点
45							～	点
46							～	点
47							～	点
48							～	点
49							～	点
50							～	点

鹿児島市委託業務評定結果台帳

(令和 年度 月分)

番号	完成検査 月 日	課名	整理 番号	工 事 番 号	委 託 業 務 名	受 注 者	履 行 期 間	評 定 点
1							～	点
2							～	点
3							～	点
4							～	点
5							～	点
6							～	点
7							～	点
8							～	点
9							～	点
10							～	点
11							～	点
12							～	点
13							～	点
14							～	点
15							～	点
16							～	点
17							～	点
18							～	点
19							～	点
20							～	点
21							～	点
22							～	点
23							～	点
24							～	点
25							～	点
26							～	点
27							～	点
28							～	点
29							～	点
30							～	点
31							～	点
32							～	点
33							～	点
34							～	点
35							～	点
36							～	点
37							～	点
38							～	点
39							～	点
40							～	点
41							～	点
42							～	点
43							～	点
44							～	点
45							～	点
46							～	点
47							～	点
48							～	点
49							～	点
50							～	点